

老発第1121001号  
保発第1121001号  
平成20年11月21日

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長



厚生労働省保険局長



高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を  
改正する政令の施行について

高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成20年政令第357号。以下「改正令」という。）が本日公布されたところであるが、改正令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、その旨御了知の上、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合等に周知徹底を図られたい。

記

第一 改正令の趣旨

75歳に達したことによりそれまで加入していた医療保険制度から後期高齢者医療制度に移行することによる家計負担の変動を抑えるため、一部負担金等の割合の判定基準並びに高額療養費の支給要件及び支給額等を見直すとともに、70歳から74歳までの者について、一部負担金等の軽減のための公費負担医療が平成21年度においても継続されることに伴い、平成21年度における高額療養費の算定基準額及び高額介護合算療養費の介護合算算定基準額に関する経過措置を定めるものであること。

第二 改正令の内容

第1 高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「高齢者医療確保法施行令」という。）の一部改正（改正令第1条並びに附則第2条、